

官民ファンドの運営に係るガイドラインの一部改正について

（ 令 和 4 年 月 日  
官民ファンドの活用推進に関する  
関係閣僚会議決定案 ）

官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）の一部を次のように改正する。

前文（注1）中、「地域脱炭素投資促進ファンド事業」の次に「、（株）脱炭素化支援機構」を加える。

官民ファンドの運営に係るガイドラインの一部改正案 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>なお、閣僚会議及び幹事会での検証は、閣僚会議の構成員となる各府省の大臣が所管するもののうち主なもの（注1）を中心に行うこととするが、構成員以外の府省が所管のものも含め、他のファンドの検証へのガイドラインの活用についても継続的に検討していくこととする。</p> <p>（注1）検証を行う主たる官民ファンドは、(株)産業革新投資機構、(独)中小企業基盤整備機構、(株)地域経済活性化支援機構、(株)農林漁業成長産業化支援機構、(株)民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、(株)海外需要開拓支援機構、耐震・環境不動産形成促進事業、(株)日本政策投資銀行における特定投資業務、(株)海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構、地域脱炭素投資促進ファンド事業、<u>(株)脱炭素化支援機構</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>なお、閣僚会議及び幹事会での検証は、閣僚会議の構成員となる各府省の大臣が所管するもののうち主なもの（注1）を中心に行うこととするが、構成員以外の府省が所管のものも含め、他のファンドの検証へのガイドラインの活用についても継続的に検討していくこととする。</p> <p>（注1）検証を行う主たる官民ファンドは、(株)産業革新投資機構、(独)中小企業基盤整備機構、(株)地域経済活性化支援機構、(株)農林漁業成長産業化支援機構、(株)民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、(株)海外需要開拓支援機構、耐震・環境不動産形成促進事業、(株)日本政策投資銀行における特定投資業務、(株)海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構、地域脱炭素投資促進ファンド事業</p> <p>(略)</p>